

監査委員監査報告書

私たち監査委員は、日本赤十字社定款第62条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における山口県支部の業務の管理及び執行並びに会計を監査したので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員は、支部長等並びに当支部において事業を実施している支部事務局並びに山口赤十字病院、小野田赤十字病院、山口県赤十字血液センターの幹部職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法で監査を実施いたしました。また、当該事業年度にかかる歳入歳出決算報告書について検討いたしました。

ア 事業年度終了後に支部事務局及び各施設の担当職員から事業実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

イ 日本赤十字社が会計の監査を委託している監査法人の当支部にかかる監査概要の内容を確認しました。

2 監査の結果

- (1) 当支部は、支部事務局及び各施設が一体となって事業を実施し、会員、ボランティア、寄付者、利用者、患者、献血者その他一般市民の赤十字への期待に応えているものと認めます。
- (2) 歳入歳出決算報告書は、支部事務局及び各施設（歳入歳出決算報告書を作成しない山口県赤十字血液センターを除く。）の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月22日

日本赤十字社山口県支部

監査委員

堀川 順生 